

複雑化する軽自動車税制を正しく運用するために

軽自動車税関係例規集

都道府県税務研究会 編

令和2年12月上旬発行予定

- A5変判 ● 加除式〔年1回追録発行予定〕 ● 特製ビニールバインダー方式
- 定価(本体17,000円+税)

令和元年10月施行の改正によって大きく変わった税制に完全対応!!

本書のメイン!

「地方税法」の内容構成

(地方団体の長の権限の委任)^①
 三条の二 地方団体の長は、この法律で定めるその権限の一部を、当該地方団体の条例の定めるところによつて、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十五条第一項の規定によつて設ける支庁若しくは地方事務所、同法第二百五十二条の二十第一項の規定によつて設ける市の区の事務所、同法第二百五十二条の二十の二第一項の規定によつて設ける市の総合区の事務所又は同法第百五十六条第一項の規定によつて各例で設ける税務に関する事務所の長に委任することができる。

参照

〔権限の委任〕通知(県・市)一章一(4)、地方自治法一五三

ポイント 参照条文が一目瞭然!

(地方税の賦課徴収に関する規定の形式)
 第三条 地方団体は、その地方税の税目、課税客體、課税標準、税率その他賦課徴収について定^①をす
 当該地方団体の条例^②によらなければならない。
 2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則^③で定
 ができる。

参照
 1 (賦課徴収に関する規定の形式) 通知(県・市)一章一(1)〜(3)、日本国憲法八四、〔条例〕地方自治法
 2 (規則) 地方自治法一五

ポイント
関係法令・通知を掲載する用語には番号つき!

〔関係法令・通知〕

①賦課徴収について定

取扱通知(市) 第一章 一般的事項

(1) 地方税法(以下「法」とい
 体、納税義務者又は特別徴収義
 日、納期、納付又は納入の方法
 の制裁規定、滞納処分の手続、
 規定を網羅的に規定しているが
 ものとし、その協力を得ること

ポイント 条文の直後に掲載した 関係法令・通知で内容 を把握!

とに課税客
 税率、賦課期
 、罰則その他
 徴収に関する
 わかりやすい
 の円滑な運営

ている事項のみならず、法律、政令及び規則において
 定され、各地方団体ごとの選択判断の余地のないもの
 も、住民の理解のうえで最小限度必要なものにあつて
 をいとわず総合的に規定することが適当であること。
 (3) 臨時特定の費用に充てるために、増税を行う場合
 は、一般の条例改正の形式によることなく、別個に臨
 例によつて規定することが望ましいものであること。
 日本国憲法 第八四条(課税の要件)
 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するに
 法律の定める条件によることを必要とする。

③規則

地方自治法 第十五条(規則)

① 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにお
 の権限に属する事務に関し、規則を制定することができる

② 普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがあるも
 ほか、普通地方公共団体の規則中に、規則に違反した者
 五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

② 二項の事務に関し、条例を制定す
 普通地方公共団体は、義務を課
 法令に特別の定めがある場合を除
 らない。
 ③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほ
 か、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若
 しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又
 は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

とことん「使いやすさ」を追求した内容構成だから、実務に直結!

東京法令出版

軽自動車税制の運用に不可欠な 関係法令、通知、行政実例等を幅広く掲載!

目次

法令編

基本法令

- 地方税法(抄)
- 地方税法施行令(抄)
- 地方税法施行規則(抄)
- 租税特別措置法(抄)
- 自動車重量税法
- 自動車重量税法施行令
- 自動車重量税法施行規則
- 国税徴収法(抄)
- 国税徴収法施行令(抄)
- 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律
- 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令
- 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する規則

関係法令

- 道路運送車両法(抄)
- 道路運送車両法施行令
- 道路運送車両法施行規則(抄)
- 道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令

- 自動車損害賠償保障法(抄)
- 自動車損害賠償保障法施行規則(抄)
- 道路交通法(抄)
- 道路交通法施行規則(抄)
- 道路交通法施行規則第1条の規定により、原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車のうち、道路交通法第2条第1項第10号の総理府令で定める大きさが総排気量については0.050リットル、定格出力については0.60キロワットとされることとなる三輪以上のものを指定する件
- 行政手続法
- 行政手続法施行令(抄)
- 行政不服審査法
- 行政事件訴訟法
- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律
- 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律

- 第2 課税団体
- 第3 納税義務者
- 第4 税率
- 第5 賦課徴収
- 第6 申告、報告の義務
- 第7 減免
- 第8 その他
- 第9 道府県税関係

附録

軽自動車車種一覧

- 二輪車(オートバイ)
- 二輪車(スクーター)
- 三輪車
- 四輪車
- 雪上車
- 小型二輪自動車
- 小型特殊自動車
- 農耕作業用自動車
- 農耕作業用等自動車
- 新小型特殊自動車移行車
- 原動機付自転車

通知実例編

第1 課税客体

地方税法の改正に合わせ、通知実例編も大幅リニューアル!

通知

○地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について(抄)

二 市町村税の改正に関する事項

三 軽自動車税

(2) 環境性能割を次のとおり

ア 課税客体は、道路運送車(軽自動車に付加しむ。)のうち、三輪以上のものとする(法四二、令五二の一八)。

イ 納税義務者は、三輪以上の軽自動車の取得者と

第一 環境性能割

一 課税標準等

取扱通知(市町村税関係) 第四章 軽自動車税

八 環境性能割の課税標準である三輪以上の軽自動車の通の取得のために通常要する価額をいうものであるが、次の(1)最初の車両番号の指定(以下「初回車両番号指定」)(いわゆる新車をいう。)については、当該三輪以上販売業者等から取得した場合における対価としての算定に当たっては、下取り車の有無や契約の方法(あること)。

「取扱通知」から軽自動車税関係を抜粋して再構成

車が初回車両番号指定を受けたときにおける通常の取年数に応じて別に総務大臣が定める割合を乗じること

平成二八・四一・一総務省令第三七号
各都道府県知事・各都道府県議会議長・各指定都市市長・指定都市議会議長あて総務大臣通知

参照すべき通知や行政実例を掲載

■「追録」について■

本書は「加除式書籍」です。ご購入いただきますと、以後年1回程度発行する「追録」により、最新の内容に更新されます。こちらの「追録」につきましても、継続的なご購入(令和3年度は年間14,800円(税込)の予定)となりますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

申込書

改版台本 軽自動車税関係例規集〔加除式〕 定価(本体 17,000円+税) [コード1222]	申込部 <small>(送料はサービス)</small>
<small>〔年1回程度の追録(継続)発行となります。〕</small> 貴社の個人情報に関する下記取扱いに同意し、上記のとおり申し込みます。	
(フリガナ) お取扱者(自署)	年 月 日 (TEL - -)
〒 お届け先住所	
団体名	部署名 <input type="checkbox"/> 公用 <input type="checkbox"/> 私用

個人情報の取扱いについて 東京法令出版株式会社 個人情報保護管理者 専務取締役

★お客様の個人情報は、契約の履行及び関連製品の案内に利用します。

★本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、第三者に提供しません。

★利用目的の達成に必要な範囲内で取扱いの一部を委託することがあります。

★本人からの個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加又は削除・利用の停止・消去の求めに応じます。

★個人情報に関するご照会・お問い合わせ等は、弊社窓口(TEL 026-224-5441、privacy@tokyo-horel.co.jp)までご連絡ください。

★お申込みには個人情報の提供が必要です。提供いただけない場合は、お申込みをお受けできないことがあります。

この申込書は、このままFAXで下記宛にお送りください。

■申込先
東京法令出版株式会社 受注センター
 〒381-0022 長野市大島3111
FAX 0120-338-925
TEL 0120-338-921
(携帯電話からもお申込みできます。)

会社使用欄	団体コード		<input type="checkbox"/> 納品済	入力印	
	得意先コード		<input type="checkbox"/> 請求済	チャック	
	在庫	ラベル	〒		

